タクティクス

広島で一番ITに強い税理士事務所

2026年　1月号

2026年　1月 13日発行
発行/株式会社イーマック
編集長/大場史郎
〒730-0002　広島市中区白島中町9番13号
Tel (082)227-7730　Fax (082)227-8861
E-mail webmaster@kaikei.co.jp
URL http://www.kaikei.co.jp

無料







コメント

イーマック（花子）で3年近く働くラビとマリーシャが、本国（スリランカ、旧セイロン）で１月８日結婚式を挙げるというので、出席することにした。

広島から飛行機を乗り継いで丸一日、式の前々日はマリーシャの自宅に泊めてもらった。52歳のお父さんは紅茶栽培を営み、人も使っているとのことだ。空港のある首都コロンボから迎えに来てもらった車で3時間半、前半は高速道路だったが、後半は山越えのカーブカーブの連続、後部座席の私は普段車に酔うことはないが、いささか気分が悪くなった。

やっと着いた山間にある自宅、夜中にも関わらず、家族全員で迎えてくれた。お父さんがウイスキーが好きだというので空港の免税店で買ったうちの一本を途中で落として割ったハプニングもあった。

３人兄弟の一人娘を日本に留学させるのに、お父さんは反対したようだったが、日本からわざわざ社長さんが娘の結婚式に来てくれるというので、随分歓待してくれ、娘が日本で大事にされていると感じ、安心してもらったようだ。

次の日は、昨年の関西万博で最高額（10kgあたり125万円）で落札されたセイロン紅茶を作る工場を見学に行った。

マリーシャは３年間福山の専門学校に通い、たまたま当社花子の求人をインディード見つけたフィアンセになるラビと共に当社に入社した。当初は正直あまり期待にしていなかったが、二人とも今どきの日本の若者と違って、前向きで、随分しっかりしていた。マリーシャは外国人向けの日本語検定でN1に合格するなど、漢字も理解し、話す言葉もほとんど日本人と変わらない。

専門学校で技術を習ったので、これらの技術を生かす職業に就くことが在留の条件となる。「技術・人文科学・国際業務（技・人・国）」の在留資格では今の花子で調理、接客をすることは在留条件に合わない、毎年入国管理事務所（入管）で更新手続きがすんなりいかないので、苦労している。彼らには日本では我々のように職業の選択はできないのだ。人手不足で悩む中で、実に腹立たしいことだが、高市政権はさらに強化しようとしている。

スリランカは地震、サイクロン（台風）はほとんどなく、気候も、この時期でも皆半袖、夏でも日本より過ごしやすいとのこと。仏教の国らしくいたるところに仏像がある。そして朝夕にはイスラム国のようにお経らしきものがスピーカーから流れる。政治、経済は隣国インドの顔色をうかがいながらの運営になると思われる。最近は中国の債務の罠のニュースも流れている。

次月号ではラビとマリーシャのド派手な結婚式を伝えます。

*

社長の仕事

税理士
大場史郎

明けましておめでとうございます。　今年もよろしくお願いします。

「AIは仕事に大変役立っている」と言う。

12月に毎月行っている「おやじの勉強会」と称する税理士同士の主に税法の勉強会＋飲み会にオブザーバーとして参加してもらっている奥野弁護士（タクティクスにも「弁護士オクノがずばり答えます」を執筆中）の言葉だ。

この日は今年最後の勉強会と言うことで、毎年恒例のフグ料理だ。お酒は各自貰い物の逸品を持ち込み、花子の姉妹店の「浜焼き太郎」で行う。

彼とはいっしょに広島県の外部監査人をやったことがある仲で、彼がパソコンに強いのは充分知っていたが、AIで仕事の雑務、資料まとめ等フルに活用していることを知る。

今年は遅ればせながらAIを大いに活用して仕事の効率化をしたい。

しかし社内を見ると、日常業務はそつなくこなすベテラン社員は多いが、私を始めAIは税法などの疑問点、簡単は文章を作ることぐらいしか利用していない。

AIの活用は何も事務系の仕事ばかりではない、技術系の設計、効率的な作業工程表の作成、役所等に提出する資料の作成など利用範囲は限りない。

先日アストラム新白島駅で「工事は週休二日で行っています」とわざわざ看板に出ていた。こんなことまでPRするかと思ったが、若者が集まりにくい建設業界、ますます仕事時間が短くなる時世、「働いて、働いて、働いて」は高市氏に任せて、「休んで、休んで、休んで」を作業効率を落とさず実現するにはAIをいかに活用するかにかかっているように思える。

弁護士オクノがズバリ答えます!

AIの活用

弁護士
奥野　修士



今回は、私のAIとの関わりと最近感じていることについて記載させていただきます。

● 2025年にAIと一緒にやったこと（各種書面の内容や形式のチェック、証拠の分析等の一般的な活用に加えて、以下のようなことも試してみました）

・判例、文献等検索システムの構築・運用
　判例や文献、資料、指定した任意のウェブサイト等、様々な情報をベクトルインデックス化してキーワードや自然言語で検索、これをさらにAIで読み込んで法律論の検討等を行うシステムを構築し、日々利用しています。AIがなければ人的、物的におよそ実現困難だったであろう成果が得られたことに驚いています。

・各種業務の自動化プログラムの作成
　スキャン文書やFAXを受信　⇒　内容を分析して適切なファイル名に変更　⇒　ルールに従って各種フォルダに整理、自分宛のFAXは別途メール送信やSlack通知等の一連の作業を自動化しています。また、pdfや写真等から自動で予定を読み取ってスケジューラー（Googleカレンダーとローカルのスケジュールソフト）に自動登録する、といった処理も行っています。
・「痒いところに手が届く」小道具の作成
　住所を選択⇒右クリックメニューで郵便番号自動検索（Word、Excel）、複数検索語句の複数色ハイライト（Word）、法令サイトの漢数字を算用数字に変換（Chrome）、NGワードや画像を自動削除（Chrome）、指定サイトからリンクをたどり必要なファイルだけを一括ダウンロード（Chrome）、Slackの履歴自動保存等、日々の業務の中で不便だと思うことを解消するツールを作成しています。
　その他、例えば、口頭で「○○さん宛の○○の請求書を作って」といった、人間にするのと同様の指示を行うと、その指示に従った書類を自動で作成・印刷するといったこともできるようになり、もはや業種や業務内容を問わず、できないことはないのではないかというのが実感ですが、こうした実践を重ねる中で、最近は「人間とAIの役割分担」をどう考えるべきか、という点にも関心が向かっています。

● AIの「使い方」が分からない？
「AIの使い方がいまいち分からない」、「AIは間違うことがある（いわゆる「ハルシネーション」等がある）から信用できない」といった声を耳にすることがありますが、もし、あなたの目の前に、あなたの何十倍、何百倍もの知識や能力を持つ、とてつもなく優秀な人物が現れたとして、その人に「私にはあなたの“使い方”が分からない」、「あなたは賢いかもしれないが、間違うこともあるから信用できない」等と言うでしょうか？
　私としては、そんな天才がいるとすれば、あらゆることについて教えを請い、学び、議論したいと思います。相手がたまに間違ったからといって、相手の落ち度だとして追及したり、完璧を求めて関わらないという気にはなりません。
　「AIをどう活用すればよいか分からない」と感じておられる方は、まずは「何をしたいのか、どうすればできるのか」等、AIとキャッチボールを繰り返してみてはどうでしょうか。前述した私の“活用事例”も、あらゆる些細なことからAIに相談し、分からないことは全て聞いて、やり方を一つ一つ教えてもらいながら、全く知識ゼロのレベルから実現したものです。
AIの導入（による効率化）は、経営者層にとっては動機になっても、従業員側からすれば必ずしも動機にならない、むしろ自分の仕事や存在意義にも関わることや、「効率化した分、どうせ他の仕事が増えるだけではないか」と感じることもあると言われています。こうした受け止め方の違いも含め、AIの導入は、単なる業務効率化の問題にとどまらず、私たちの働き方や価値観そのものに影響を及ぼしつつあるように感じています。
AIを単なる精巧な計算機、道具として捉えるべきものなのか、AIとの関わりがどうあるべきかを考える日々です。

社長の業務上のケガに健康保険が使える場合

社会保険労務士　キャリアカウンセラー
田村　実



健康保険が利用できるのは、「業務外」の事由による負傷・疾病等の場合です
では、仕事上で怪我等をした場合はどうでしょうか？
こちらは、「業務上」に該当するため、労災保険にて給付を受けることになります。
ですねで、健康保険では、「業務上」の負傷・疾病等にたいし給付を受けることはできません。
　仮に誤って健康保険で受けられても、後日調査等の結果治療費の給付分を支払わなければならなくなってしまいます。
では、役員等の「業務上」の負傷・疾病等についてはどうなるのでしょうか。
労災保険は、労働者が加入できる制度です。労働者以外の法人の役員等はそもそも労災加入には原則加入出来ません（特別加入制度はあります）。ならば、労災保険に加入出来ない法人の役員等は、業務上の疾病等の場合どうすればよいのでしょうか？
　一般的には、任意の生命保険や損害保険に加入して、その給付でまかなうか、中小企業であれば、労働保険事務組合に加入して労災の特別加入をし、給付を受けるかということになります。
しかし、健康保険制度には、こんな特例があります。
　①被保険者が5人未満の適用事業所に所属する法人の代表者等であること
　②一般の従業員と著しく異ならないような労務に従事している者であること
　上記のいずれも該当する場合、特例的に健康保険を利用して、業務上の負傷・疾病等を治療することが出来ます。
　また、平成25年10月より、この特例の範囲は、治療費でだけでなく、傷病手当金の給付も可能になっております。

パソコン Rescue（レスキュー）

Windowsパソコンの調子がよくないときは



担当：藤井俊之

何となくパソコンの調子が普段と比べてよくないと感じて、パソコンを再起動しても調子が戻らない場合は、Windowsのシステムファイルチェッカー(SFC)のコマンドを試してください。

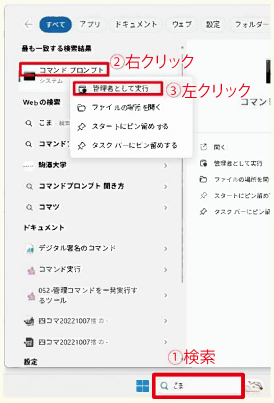

タスクバーの検索窓に「こまんど…」と打つと検索結果に「コマンドプロンプト」が表示されます。これを右クリックして「管理者として実行」を選びます。

「このアプリがデバイスに変更を加えることを許可しますか？」というメッセージが出たら、[はい]をクリックします。

「sfc /scannow」と入力して[Enter]キーを押します。

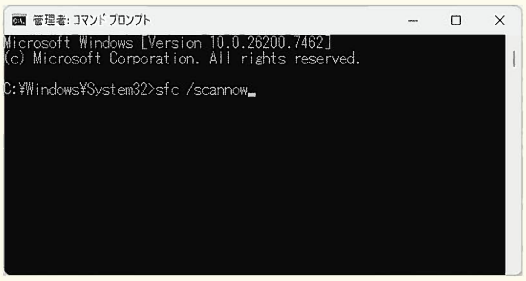

チェックにしばらく時間が掛かります。チェックが終了すると結果のメッセージが表示されます。破損したファイルが修復されたというメッセージが表示されればOKです。(そもそもファイルの破損がない場合もあります)

右上の[×]でコマンドプロンプトのウインドウを閉じます。

念のためパソコンを再起動します。

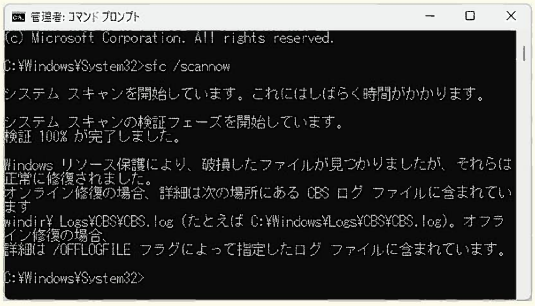

ハナ日記

正月　元旦に

ハナ　「どうしたの？壁に掛けてある矢を外して」

破魔矢と言うんだよ、魔除けだよ。ヘビの絵が描いてある絵馬が付いている。

今から護国神社に行って、今年の干支の馬の絵の描いてあるものに買い替えるのだ。

ハナ　「へー　矢は替えなくても、絵馬だけ変えればいいじゃん」

確かに矢は傷んでないから、絵馬だけ替えればいいが、これは縁起物だから全部新しいものに替えるんだ。

ところで、犬は干支にあるのに、猫は干支にないんだ、なぜだか知ってるか？

ハナ　「??」

昔々　神様が元旦の日に挨拶に来た動物を干支にすると言ったんだ。さらに挨拶に来た12番目まで動物を１年交代でその年の干支にすると言われた。

お前のご先祖様は日にちを忘れて、ネズミに聞いたんだ。

ハナ　「そうしたら、」

ネズミは意地悪して、１月２日だよと言ったんだ。

それで、２日に行ったら、神様の受付はもう終わってたんだ。

それ以来、お前たちはだましたネズミを追い掛け回すんだ。

ハナ　「そうだったのか。」

大事なことはメモしておかないと駄目だね。

ハナ　「ご主人も最近、物忘れが多いぞ、事務所のスタッフが、忘れてだの、ダブルブッキングだの言ってるぞ。」

気を付けよう。

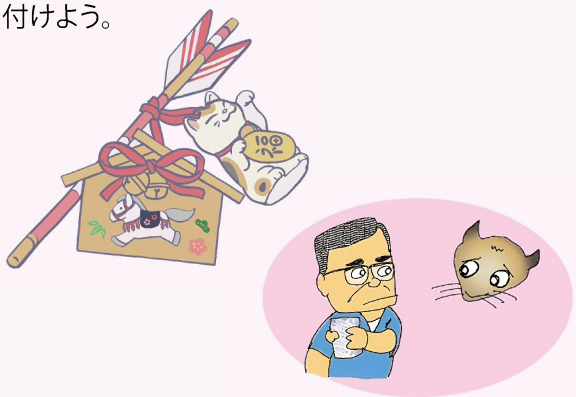

税務 （個人事業者対象）消費税・インボイス制度の経過措置見直し

担当:原美幸



令和7年12月19日に『令和8年度税制改正大綱』が公表され、適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、小規模事業者の税負担急増を防ぐため、2割特例終了後に「3割特例」を新設、仕入税額控除の特例の延長など、経過措置が見直されました。

売り手側（小規模事業者）：3割特例

納付税額を売上税額の「3割（30%）」に抑える経過措置を新設。

・対象期間：2026年（令和8年）10月1日から2028年（令和10年）9月30日まで

・対象事業者：2年前の課税売上高が1,000万円以下である等の要件を満たす元免税事業者

（2割特例は令和8年（2026年）9月30日で終了。）

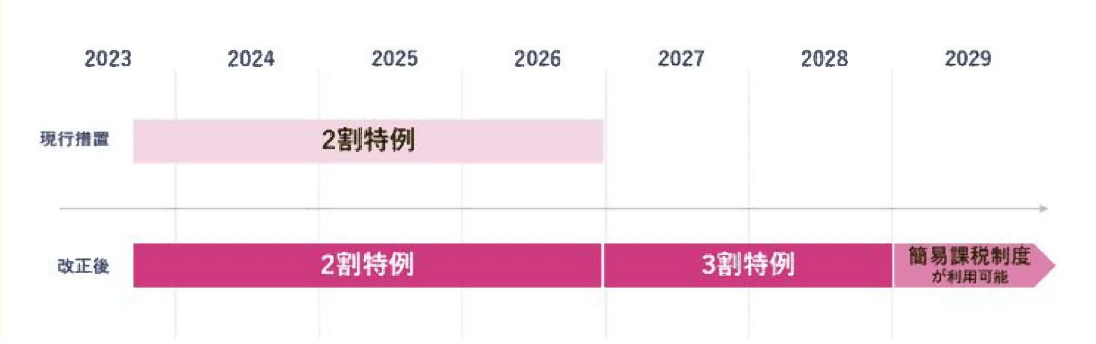

買い手側（課税仕入）：50%控除の開始時期が2年後ろ倒し

免税事業者からの課税仕入について、仕入税額相当額を一定の割合で控除できる経過措置の適用期限を変更し、段階的に控除可能割合を下げる。

・2026年（令和8年）10月1日から2028年（令和10年）9月30日まで：70%

・2028年（令和10年）10月1日から2030年（令和12年）9月30日まで：50%

・2030年（令和12年）10月1日から2031年（令和13年）9月30日まで：30%

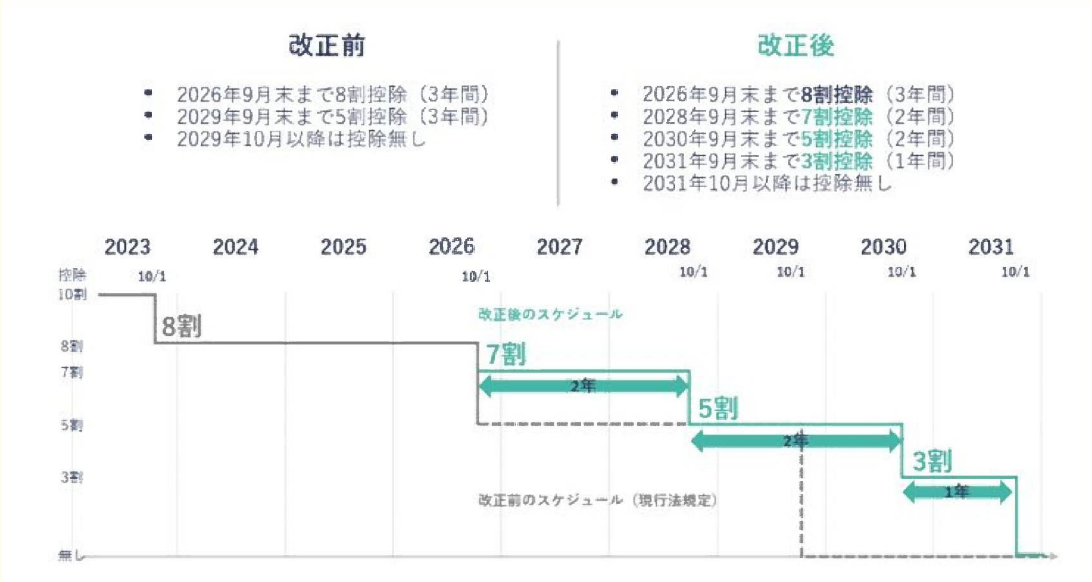

税務　少額減価償却資産の基準が「40万円未満」に

担当:倉増美華



令和8年度税制改正大綱において、
中小企業者等が備品などを購入した際、取得価額の全額を経費（損金）にできる「少額減価償却資産の特例」について、対象となる取得価額の上限が引き上げられます。
現行の「30万円未満」から「40万円未満」へと変更され、より高額な備品も即時償却が可能になります。
なお、この特例措置の適用期限自体も3年間延長されます。



新事業進出補助金(第3回)

担当：西村麻里子



公募期間：令和8年2月17日～3月26日
中小企業等の既存事業とは異なる新しい事業への参入（新製品・新サービス・新市場への進出）を支援する補助金で、今回は第3回となります。
「事業再構築補助金」の後継的な位置づけで、既存事業との違いや内容の新規性がポイントになります。（第一回の採択率は37%）

項目	内　　容
対象	既存事業と異なる新事業（新製品・サービス・市場）
対象者	中小企業・小規模事業者（農業等一次産業は不可）
補助率	1/2
上限額	最大 9,000万円（条件により変動あり）
下限額	750万円
対象経費	設備投資、システム構築、建物費（改修）、外注費、専門家経費など
対象外経費	建物・車両購入費、PCなど汎用性がある機器の購入費　他

【注意点】※以下必須要件
・Gビズ申請のためアカウントの取得が必要（1週間程度要）
・一般事業主行動計画の策定・公表（1～2週間程度要）
（補助例）
・板金加工業者が 既存の技術を活かして新製品を開発・販売する、
・食品加工業者が食育産業に参入する　など

－ 連載漫画 －

おおばしろう

花子 35歳

そうだAIに聞いてみよう！

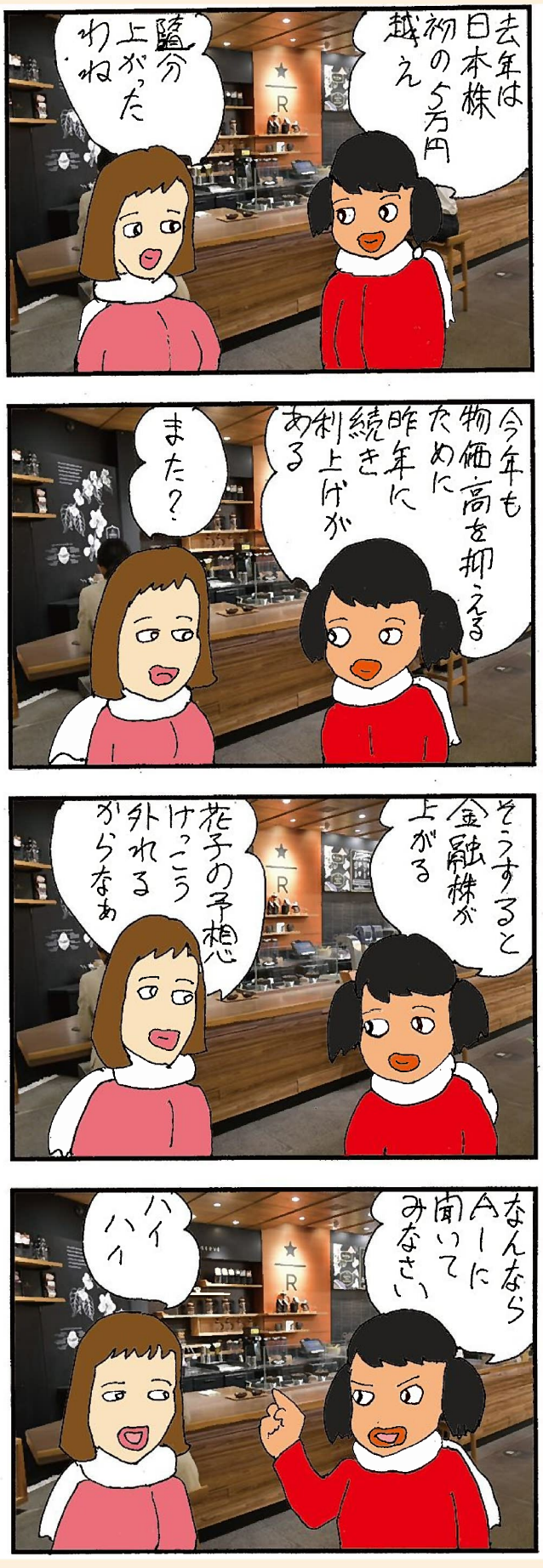

～トレンドを読む～

担当　大場史郎

今年の経済のキーワードは

1　AIの利用
2　株、金、不動産高
3　金利上昇

1 AI

社長の仕事で書いたが、AIの利用が加速度的に進むと思われる。

人間の脳を超えるのも間近だ。その時どうなるのだろうか？

アメリカでも高学歴の学生が就職難になっているという。知識だけ詰め込んで経験のない学生はAIに取って代わられ、経験を積んだエンジニアや管理職の方が求められているという。しかし彼らもAIにとって代わられるのも時間の問題のように思える。

唯一創造するクリエイティブな仕事は残るのか、この分野もAIに取って代わられるのか？

期待もあり、不安もある。

2 株、金、不動産高

ゴールドマン・サックスの分析によると、米テクノロジー大手５社のエヌビディア,アップル,アルファベット、マイクロソフト、アマゾン・ドット・コムの時価総額合計は、ユーロＳＴＯＸＸ５０指数や、英国やインド、日本、カナダの株式市場全体の時価総額を上回っている。とんでもないことだ。

このアメリカ発のIT企業の株高に引っ張られるように、日本株の日経平均も長らく3万円だったものが一気に5万円を初めて超えた。さらに金も2000年当時1g千円だったものが2025年12月には20倍以上の25,015円になった。

不動産は世界的に大都市を中心に大きく値上がりしている。東京も億ションが当たり前で、今や中古マンションも億ションになっている。フラット50なる超長期ローンも始まっている。膨らみすぎた金融資産バブルがリーマンショックのようにはじけるのか？

3 金利上昇

お金をタダで、タダに近い利息で借りられる時代は終わりをつげる。

1億円借りて、金利が1%上がれば年100万円金利が増える。一番悩むのは国かもしれない。なんせ1000兆円を超える借金があるのだから、金利が1%上がれば10兆円支出が増える。日本の国防予算は2026年度9兆円を超える。その大きさがわかる。

金利が上がれば、当然不動産などの大きな買い物ができにくくなる。物価上昇に多少ブレーキがかかるかもしれない。

☆　シンプルスピード　番外編　☆

担当:井上和香奈

LINE通訳機能



今回は、LINE通訳について紹介します。
私は実際に外国人のお客様と連絡を取る際につかっています。



あとは、通常通りLINEするだけで私が入力した日本語を自動で英語に翻訳してくれ
相手が送ってきた英語は自動で日本語翻訳されます。
（その他の翻訳をそのグループに追加すれば複数自動的に翻訳してくれます。）

機会があればぜひ使ってみてください。

くわしくは担当者にお聞きください。

-連載漫画-

おおばしろう

ゲバゲバ時評

初詣



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。
ぜひご覧ください。 http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

原　美幸

◆新年あけましておめでとうございます。
本年もよろしくお願い申し上げます。

今年も確定申告の時期が近づいてまいりました。
資料の準備はお早めにお願いします。
確定申告は以下のようなものが必要です。

★不動産所得
- □収入のわかるもの　□固定資産税の納付書
- □火災保険料等の領収書（自宅分と区分する）

★事業所得
- □収支がわかるもの（売掛・買掛を含む）
- □経費等のわかる領収書綴
- □車両等の固定資産を購入した場合その明細

★給与所得
- □給与所得の源泉徴収票

★控除関係（通常よくあるもの）
- □生命保険料・損害保険料控除証明書
- □国民健康保険料・国民年金の年間支払額がわかるもの
- □小規模共済等掛け金控除証明書
- □医療費領収書／通院に要した交通費
  セルフメディケーション税制選択適用した場合の領収書
- □住宅ローンの残高証明書
- □寄付金受領証明書（ふるさと納税）
  確定申告をする場合、ワンストップ特例制度を利用していても必要です。

★その他下記のような特別な事情のある方は、別途書類を用意して頂くことになります。
- ・土地建物を売却した場合
- ・家を新築もしくは増築または購入した場合
- ・生命保険、建更などが満期または解約し、保険金を収受した場合など

詳しくは各担当者までお問い合わせください。
★確定申告には、申告者本人と扶養家族のマイナンバーが必要になります。

編集後記

ジョギングを再開しました。

走るのは早朝。この季節は気温も低く、日の出前で街灯の少ない道は真っ暗です。河川敷のランニングコースを走っていると、遠くから白い灯りが揺れながら近づいてきます。自転車のライトだったり、ランナーのライトだったりします。頭や胸や腕にライトを着けて走って行きます。

冬の早朝ランニングは手足の先が冷たくなって痛みさえありますが、身が引き締まる感じは悪くありません。記録を目指して走るつもりはなく、のんびり季節ごとの景色を楽しむのが私のジョギングの目的です。夜明け前の月や星、街路樹、川面すれすれを鳥が群れで飛んでいく姿、明け方の空や雲などを見ると、清々しく心洗われる気持ちになります。

たまに速いランナーに遭遇します。追い越されると、あっという間に引き離されます。練習中の学生や実業団の選手かもしれません。

今月18日（日）には都道府県対抗男子駅伝大会が開催されます。こちらはスピードを競う本気の走り。今年は沿道で観戦しようと思っています。

藤井俊之

